



令和 8 年 4 月 1 日から

地区市民センター・地区公民館が

コミュニティセンター に変わります！

POINT1 | こんなふうに変わります！

- ①名称
〇〇地区市民センター・〇〇公民館 → 〇〇地区コミュニティセンター
- ②施設の目的※1
地域の生涯学習活動の振興など → 地域が様々な地域づくり活動を推進するための拠点施設
- ③管理形態
市による管理 → 地域による管理※2
または市による管理

※1 地区市民センターで行っていた証明書発行等の行政事務は廃止となります。

※2 地域による管理とは、住民自治協議会による管理です。(指定管理など)

POINT2 | 施設をもっと使いやすく！



どんな施設を
目指して
いるの？

地域づくり活動の拠点として、次のような施設を目指しています！

- ①地域住民の交流の場として幅広い用途に利用できる施設
- ②多種多様なニーズに応えられる地域の拠点施設
- ③引き続き、各種講座やサークル活動等に利用できる施設

どんな利用が
できるように
なるの？

これまでの生涯学習活動に加え、
地域の特性や独自性を尊重した以下のような幅広い活動が可能になります！

地場産物の
販売・提供



子育てサロンの
開催



フリー
マーケット
の開催



コミュニティ
カフェの開催



事業者と連携した
買物支援の場
として提供



地域貢献に
関する講座や
有料講演



問合せ先

松阪市役所 企画振興部 地域づくり連携課
松阪市教育委員会事務局 生涯学習課

☎ 53-4324 FAX 26-4035
☎ 53-4396 FAX 26-8816